

# 那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における太陽光発電設備設置基礎調査業務 公募型プロポーザル 仕様書

## 1 業務名称

那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における太陽光発電設備設置基礎調査業務

## 2 業務目的

本業務は、脱炭素先行地域に選定された那須塩原市青木地区において、太陽光発電設備及び蓄電池（以下、「設備」という。）の設備設置に当たり、設置に必要な事項を事前に調査し、スクリーニングを行うことで、効率的な導入に資することを目的とする。

## 3 履行場所

那須塩原市青木地内

## 4 業務内容

上記の目的を達成するため、青木地内において、以下の業務を実施すること。

なお、事業の実施にあたっては、本市の脱炭素先行地域における取り組みを十分に理解すること。市ホームページにおける脱炭素先行地域リンク

<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/machizukuri/kankyo/kikouhendoutaisaku/C02sakugen/15362.html>

### (1) 設備設置における現地調査及び設備設置の可否の判断

地域内の需要家が求める設備設置予定地について現地確認を行い、設備設置に伴う基礎調査を行う。現地調査を基に、設備設置に対する技術的な質問等への助言を実施の上、設備設置の可否について判断を行う。

### (2) 設備設置における経済性の精査

電力需要に対し、発電量をシミュレーションし、経済性を精査する。

### (3) 提案書の作成

現地調査、経済性を精査した結果、設備設置が可能である場合は、現地調査の結果をまとめた提案書を作成し、需要家へ設備設置に至るまでの必要事項をまとめた提案書を作成する。

### (4) 業務報告書等の作成

(1)～(3)で実施した業務内容について取りまとめの上、報告書を作成する。

## 5 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月26日まで

## 6 成果物

- (1) 業務実施報告書 2部を作成、提出すること
- (2) (1)の電子データを保存したCD-R 1枚
- (3) 打合せ記録 一式

## 7 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 8 支払条件

精算払

## 9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしはならない。
- (2) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密（月1回程度を基本とする）に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (4) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (5) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。